

住民基本台帳ネットワークに関する 市町村調査結果の概要

調査期日 平成 18 年（2006 年）2 月 7 日（火）～ 8 日（水）

調査対象 県内の 4 自治体（ 1 市、2 町、1 村 ）

調査項目

- 1 住基ネットの運用状況
- 2 住基ネットのセキュリティ管理状況
- 3 住基ネットの政策的な位置づけ・目標、住基ネットの費用対効果
- 4 住民からの要望、議会での論議、国等への要望など
- 5 その他

調査結果

自治体 A	P 2	～	P 3
自治体 B	P 4	～	P 6
自治体 C	P 7	～	P 9
自治体 D	P 10	～	P 12

各委員の所感 P 13 ～ P 21

平成 18 年 2 月 23 日（木）
長野県本人確認情報保護審議会

自治体 A

調 査 項 目	調 査 内 容
1 住基ネットの運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基ネットの日常的な利用は、住民票の発行事務。 ○ 転入転出は年間100件程度で、3～4月の利用が多い（学校の先生の転入、学生の引越しなどで30件くらい） ○ 住基カードの発行は、2枚（職員2人）。発行作業は委託している。カードが利用された事例はない。 ○ 広域交付（A自治体扱い3件、A自治体承認1件） ○ 付記転入、転出はない。 ○ 公的個人認証発行なし。
2 住基ネットのセキュリティ管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役場内のネットワークは、住基ネットの導入に伴ってIT化を進めた。 ○ 庁内LANは、インターネットに接続していない。 ○ 戸籍業務はシステム化されていない。（電算化について提案したことはあったが、厳しい財政状況により断念） ○ メール受信用は2台あり、単独でインターネットに接続している。 ○ サーバ室は住基と庁内ネットで共有している。サーバ室には鍵がかかっているが、ロッカーには鍵なし。 ○ パスワードについては、担当別に決めており、1ヶ月ごとに変更している。 ○ バックアップデータはロッカーに保管している。 ○ セキュリティポリシー文書は総務担当課で所管しているが、内容は知らない。 ○ 作業の上で、わからないことは保守委託先に聞いている。 ○ 機械類は担当者1名で管理している。簡単な作業のみ、他の係員が実施する。 ○ 住民票の異動が長期間ない場合、(財)地方自治情報センターから問い合わせがある。 ○ 保守管理については、県内業者に委託している。契約書には守秘

	<p>義務条項がある。監査はしていない。通常経費は年200万円程度。</p> <p>○ ノートパソコンを役場外に持ち出すことはない。自宅での作業もない。</p>
3 住基ネットの政策的な位置づけ・目標、住基ネットの費用対効果	<p>○ 住基ネットは転入転出の確認には便利である。</p> <p>○ 住基ネットより、下水道・ゴミ問題を優先すべきだと思うが、これらにまわす予算すら不足している。</p> <p>○ 自治体としての政策的な位置づけ、目標はなし。</p>
4 住民からの要望、議会での論議、国等への要望など	<p>○ 住民から住基ネットについて意見、要望はない。そもそも関心がないのではないか。</p> <p>○ 住基ネット関連予算について、議会での議論はあるが、住基ネットの存在そのものについての議論はない。「通常の間費がかかっている」程度の説明をしているだけで、議員側から質問や意見がでることはない。</p> <p>○ 関連機器を導入してからもうすぐ5年になるので、これらの更新が問題となるが、他の自治体の様子を見て決める。</p> <p>○ 管理運用経費への財政支援がほしい。</p>
5 その他	<p>○ 個人情報の保護に関する取り組みについては、学校名簿から父母の電話番号を載せないようにした。統計で使った名簿、コピーミスした用紙もシュレッダーしている。</p> <p>○ 管理運用経費への財政支援がほしい。</p>

自治体 B

調 査 項 目	調 査 内 容
1 住基ネットの運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転入転出は年間400～500件（3～4月は100件、その他の月は30件） ○ 広域交付（B自治体扱い9件、B自治体承認8件） ○ 住基カードの発行件数15件で顔写真つきが11枚、写真なしが4枚。（H15…2、H16…6、H17…7） ○ 付記転入、転出はいまだない。 ○ 公的個人認証発行9件
2 住基ネットのセキュリティ管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の庁舎内LANは情報系と基幹系の2系統。情報系のみインターネットにつながっている。 ○ 住基ネットと既存ネットは別もの。 ○ セキュリティ管理委員会を設置（トップは助役、実質的な統括責任者は総務担当課長、住基ネットのセキュリティ責任者は担当の課長） ○ 他のシステムを含めセキュリティポリシーを作成している。 ○ 住基ネットはセキュリティ対策運用要綱で運用しており、職員に配付している。 ○ 電算室を設置。施錠は、総務担当課と住基ネット担当課の担当が行っている。 ○ データのバックアップは、月～金に17：30から行っている。（所要時間30分） ○ 住基ネットのパスワードは、個人毎のパスワードでアクセス制御。90日で変更を強制される。 ○ セキュリティポリシーに関する職員教育は、ポリシー策定の段階で1回実施。その後は継続的に実施していない。パソコン操作者、住基端末操作者に対する教育は特に実施していない。 ○ 内部監査について実施していない。 ○ 基幹系のノートパソコンを外部に持ち出すことはあるが、総務担

	<p>当課から許可されたもののみ。持ち出し責任者を決めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アンチウイルスについては、既存住基はコーポレートエディションを導入している。情報系はウイルスソフトが入っているが、アップデートは個人任せ。 ○ 自宅パソコンでの作業は、住基ネットと基幹業務系ではない。U C Bメモリでの持ち出しは禁止していない。 ○ 情報系では自宅で作業することがある。ポリシーでは原則禁止しているが、実態としては行われている。 ○ 保守管理契約には、守秘義務条項あり。監査は特にしていない。
<p>3 住基ネットの政策的な位置づけ・目標、住基ネットの費用対効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基ネット導入によって、転出通知が不要になったので、その点は便利になったが、戸籍の附票は従来どおり郵送なので、手間はかわっていない。 ○ 公的年金受給者の生存確認の利便があがった。 → ただし、住基ネットがない状態での転入転出にかかる費用が20万円程度。これに対して300万円の経費がかかっているのは無駄。 ○ 住基ネット運営に必要な経費 リース料120～130万円、保守管理の委託料170万円／年 ○ サービス内容の向上については、特に検討していない。 ○ 住基カードの普及についても、特に検討していない。 ○ 自治体の判断で参加を決められるとしたら、不要かもしれないが、やめるとはいえない。 ○ 自治体としての政策的な位置づけ、目標はなし。
<p>4 住民からの要望、議会での論議、国等への要望など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基カードの申請にくる人以外は関心がない。 ○ 住民からの苦情、要望等もない。トラブルで困ったというような相談もない。そもそも、住基ネットの存在を意識していない。 ○ 導入当初は、議会で資料を用意して説明した。議会での質問は、カード発行に関する委託状況や、セキュリティ対策に関する内容。

5 その他	<ul style="list-style-type: none">○ 住民選択制については、費用対効果の説明がさらに難しくなる。○ （社会保険庁の覗き見事件を踏まえ）覗き見も可能な端末を管理する立場になって、責任の重さを感じている。○ 20万円のコストで済むことに300万円もかけている。基礎自治体にとっては、本人確認情報の提供作業よりも、住所認定作業の方が重要である。
-------	--

自治体 C

調 査 項 目	調 査 内 容
1 住基ネットの運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票の広域交付は、月に10件未満（C自治体発行78件、C自治体承認71件） ○ 住基カードの発行 320枚程度で、徐々に増加している（公的個人認証の影響もあり）累計336枚 ○ 住基カードの多目的利用については、印鑑登録されている人に限り、写真つき住基カードの提示がある場合は印鑑登録証の提示が無くても印鑑証明書を発行している。該当者は10人未満か。 ○ 議会で議論したため、議員はカードを作成してくれている。 ○ 高齢者が身分証明書代わりに要望してくることが多い（写真付き）。また、金融機関が口座開設のときに身分証明書を求め、住基カードを紹介するケースが多い。 ○ 会社経営者については、国税納付のため公的個人認証の前提として住基カードを求める。 ○ 図書館カードの利用も検討したが、リーダ等の追加投資が必要なためやめたことがある。 ○ 外国人3200人（ブラジル人、中国人、フィリピン人等）おり、外国人が利用できない住基カードによるサービスを増やすことは難しい。 ○ 自動交付機の設置については、多額の経費を要することから導入については消極的である。 ○ 今後時間外交付を検討したいが、セキュリティが一番の課題 ○ 付記転入転出2件 ○ 公的個人認証165件
2 住基ネットのセキュリティ管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基ネットサーバ設置状況については、CSサーバの管理は情報担当課で、サーバ室に設置（セキュリティ委託経費のみ、住基ネット担当課で計上）、支所のCS端末は、建物に施錠するのみである（無人）。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワーク構成状況は、住基ネットは既存ネットワークとは別のネットワークとして構築されている。 ○ 既存ネットワークは、基幹系と情報系（インターネットに接続）の2つ。管理は情報担当課。 ○ 管理組織については、住基ネットに関するセキュリティ会議（総務担当部長がトップ）を設置。→運用状況について特にチェックはしていない。（総括責任者：総務担当部長、システム管理者：住基ネット担当課長、システム環境管理者：情報担当課長） ○ 規則制定状況については、管理規定は、他のシステムも含めセキュリティポリシーを決めている（住基ネット担当課で作成）。既存ネットワークのセキュリティポリシーは情報担当課で作成している。住民記録全体のセキュリティポリシーは、企画担当課が決めている。 ○ セキュリティポリシーの教育については、アクセス制御カード交付の際に説明しているが、個人情報保護関連などの教育は、特にはしていない。毎年一回オペレーションの教育の機会はある。ポリシー文書には教育の実施について特に書いていない。 ○ 運用に関する監査は、1年に1回実施している。（企画担当課長が情報担当課を監査している） ○ サーバの設置については、電算室が別に設けられ、カード鍵がかかっている。鍵の管理は、情報担当課と住基ネット担当課の担当のみ。 ○ データのバックアップについては、日々のバックアップはしていない。2週間に一度業者にコピーを預ける。バックアップは運用要綱に決められている。 ○ 住基ネットのパスワードは、半年に一回変更。 ○ 業務用ノートパソコンは、基幹系について、ノートPCは使っていない。個人のノートPCは勝手につなげないように技術的になっている。情報系について、ノートPCを使っている。個人のノートPCはルール上禁止しているが、技術的には接続可能。 ○ ノートPCのセキュリティ対策としては、ファイルの重要度を名
--	---

	<p>称で区別するのみ。暗号化等は導入していない。メールで送付するときは暗号化するようルール化（暗号ソフトは役所で指定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅PCでの作業については、住基ネットと基幹業務系ではできないようになっている。情報系では自宅で作業することもある。ポリシーでは特に規定していない。 ○ アンチウイルスについては、既存住基（基幹系）は、コーポレートエディションを導入している。情報系も同様。 ○ 保守委託契約については、業者に委託。内容は、データバックアップ及び保守全般。守秘義務条項が入っているかどうかは不明。業者に対する監査は特にしていない。
<p>3 住基ネットの政策的な位置づけ・目標、住基ネットの費用対効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 転出の確認が確実にできることが役に立っていること。件数は1日10件程度。年間で2500件（3～4月は1月500件程度） ○ 転入転出にかかる自治体間の通知については、葉書を書く手間が省けた分だけ楽になった。 ○ 誤字入力の訂正が面倒になっている。従来は、間違えたことをしばらくたってから気づいても、それが他で使われていないかぎり、自分の自治体のデータだけを直せば済んだ。それが、住基ネットではリアルタイムで県やLASDECに送信しているので、そちらへの対処もしなければならない。職員の精神的負担は重い。 ○ 住民にとって役にたっていることは…？ ○ 住基ネットにかかる経費は、端末のセキュリティ、リース代で423万円程度（年）
<p>4 住民からの要望、議会での論議、国等への要望など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会では、導入時に大きく議論されたが、運用フェーズでは予算（費用対効果）についての議論が多い。 ○ 利用状況についての答弁内容「発行枚数は上位4位、今後は他の利用方法についても検討しさらに普及させたい。」

5 その他	<ul style="list-style-type: none">○ 住民選択制については、さらに利用が少なくなるのではないか。○ パスワード管理（複数の）など負担が大きい。○ 瞬時にデータが送信されるので、精神的負荷もある。
-------	--

自治体 D

調 査 項 目	調 査 内 容
1 住基ネットの運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基カード発行 2510枚程度、発行率10.12%（昨年12月現在） ○ 普及した理由は、自動交付機（印鑑登録証）利用のため、及び発行料金。（住基カード300円、原価は690円） ○ 印鑑登録証の全登録件数16,447件のうち2,510件が住基カード（15.3%）によるものとなっている。 ○ 転入してくる人が多いため。転入の際に住基カード発行することが多い。 ○ 年配の方で身分証明だけのために作っている場合が多い（写真付き）。銀行で勧めている（「役場に行けば作ってくれる」） ○ 住基カードは即時発行（カード発行機は1台）。写真撮影も即時で可能。そのため、帰りがけに自動交付機も利用可能。 ○ 独自領域を利用して広域で自動交付機により印鑑証明等がとれるようなサービスを付加している。（サービス内容：自動交付（印鑑証明、住民票、戸籍謄本、戸籍抄本、税証明）のみ。戸籍関係は全国初。） ○ 住民の認知度は、各個人で必要とする範囲では認知されている。公的個人認証などは事業主からのニーズ（地域に事業主が多い）がある。公的個人認証の取扱い・・・20件 ○ 住民票の広域交付の件数（住基ネットによる）は、1～2人/月。（D自治体発行18件、D自治体承認39件） 遠隔地（沖縄、北海道等）から短期間（2～3ヶ月）仕事に来ているケースが多い。そのような人からのリクエスト。（外国人も多い） ○ 付記転入転出届については、まだ取扱事例は無い。（保険証や住基カードの返却も確実なので窓口まで来てもらった方が良い。） ○ 住基ネットで便利になったかどうかは不明（転出者に確認を取っていないため）。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動交付機の利用については、印鑑証明の8～9%、住民票の4～5%はこれで取り扱っている。平日の勤務時間帯に利用されることが多い（休日より）。申請書に記入することが不要であるため、一人で10回以上使っている人もいる。
<p>2 住基ネットのセキュリティ管理状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住基ネットサーバ設置状況については、CSサーバは広域連合が運営するデータセンターに設置している。 ○ 自治体では、端末を管理しているだけなので、町独自の管理意識は高いとはいえない。 ○ ネットワーク構成状況については、住基ネットは既存ネットワークとは別のネットワークとして構築されている。既存は、基幹系と情報系（インターネットに接続）。基幹系（内部業務系）のサーバは広域連合が運営するデータセンターに設置。情報系は総務担当課が管理。 ○ 管理組織として、既存ネットワークについては、セキュリティ委員会（助役が委員長）を設置（事務局：総務担当課、総務担当課長：統括情報セキュリティ管理者）。住基ネットについては、「〇〇住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」があり、担当課長がセキュリティ責任者。セキュリティ会議の設置などの管理組織を置くことが規定されている。ただし、担当者はしっかり把握していないように見受けられた。 ○ 規則制定状況については、既存ネットワーク向けと住基ネット向けでそれぞれセキュリティポリシー文書を作成している。既存ネットワークは総務担当課、住基ネットは住基ネット担当課で作成。これ以外に広域連合作成の規則あり（広域連合住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規則）。プロシージャーレベルの規程（詳細ルール）は作成していない。 ○ 全職員向けにセキュリティに関する研修会を実施。1年に一回くらい。ポリシーには実施することが記載されている。教育の内容例（パソコンを持ち出さない。開けっ放しにしない。個人情報の取扱。パスワードの管理（定期的に変更） など）

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運用に関する監査状況については、ポリシーでは実施することとなっているが、実績はまだ無い。監査実施者に関する規定はなし。外部監査も検討中であるが未実施。費用的な面も一因。 ○ 業務用ノートPCについては、基幹系ではノートPCは使っていない。情報系ではノートPCを使っているが、ポリシー上、持ち出し禁止になっている。個人のPCは技術的に使用可能。 ○ 自宅PCでの作業は、住基ネット担当課では、自分の回りではそのような事例はないと認識している。総務担当課では、ポリシーでは禁止している。 ○ データセンターとの関係については、運営主体そのものが広域連合である。セキュリティポリシーについては、広域連合のネットワークシステムセキュリティ規則と自治体Dのものとを併用している。広域連合のセンターと自治体Dとの契約上の関係が不明確。 ○ ベンダーへの保守委託契約については、情報系のみについて守秘義務規定はある（と思う）。
<p>3 住基ネットの政策的な位置づけ・目標、住基ネットの費用対効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動交付機に係る経費は、システム一式で165万円。 ○ 転入転出の手間が省けて便利だが、住基ネット稼働以前のことは知らないで、どちらがよいかという比較はできない。 ○ 引越しをするときは、役所にきてもらった方が、役所としては助かる。
<p>4 住民からの要望、議会での論議、国等への要望など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民から住基ネットについて特段要望されたことは無い。
<p>5 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人については、別の登録制度として、「町民カード」がある。（ICカードで1500円）町民カードを使えば、自動交付機も使用可能である。写真入りはないので、身分証明用としては使えない。 ○ 外国人の自動交付機による証明発行サービスは、印鑑証明と税証明に限られる。

各委員の所感

委員氏名	所 感
清水勉会長	<p>【4自治体について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いずれの自治体においても、住基ネットに関する積極的な政策的な位置づけも目標もなかった。 ○ 転入転出に関する自治体間における確認は簡単になったが、メリットと言えるものはそれだけ。住民基本台帳法上、住基カードでなければできない手続として明記されている、付記転入転出届は実際にはほとんど利用されておらず、自治体の実務からすると却って引越しに伴う諸手続が自治体にとっても住民にとっても面倒になるので利用されたくないという実情がある。付記転入転出届制度は、住基ネット法案作成者が自治体の実情を無視して条文に書き込んだものとししか考えられない。 ○ 各自治体とも住基ネットの有効利用に苦慮しており、費用対効果のバランスを明らかに失っている。しかも、住基ネット関連機器の導入から5年が経過し、来年度はこれらの更新経費予算が問題になることに頭を痛めている。 ○ 議会では住基ネットに関する議論はほとんど行われていない。自治事務、自治体財政の健全化という観点からの積極的具体的な議論が必要だと思われるが、どの議会も行っていない。 ○ 住民からは住基ネットに関する希望や意見などはない。住基カードの発行枚数がどの自治体でも極めて少ないことからすると（発行枚数の相対的に多い自治体Dでさえ1割程度）、住民からの希望や意見が出ないのは住民が住基ネットを受け入れて満足しているからではなく、住基ネットの存在すら忘れてしまっているからではないかと考えられる。 ○ 住基カードの活用法として住民票や印鑑証明の発行などがなされているが、これらのサービスについて全国統一基準で作られている住基カードでなければならない理由はない。住基カードというものを作ってしまったので、それを何かに活用しなければならないという、目的と手段が逆転した状況がみえる。

	<p>【自治体Dについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとつの自治体だけでは経済的にも管理能力的にも負担が重いというときに複数の自治体がひとつの団体（広域連合）に管理運用を委ねる手法は効率的であり、この手法は今後、他の自治体にとって参考になると思われる。 ○ しかし、他の団体に管理運用を委ねていることが、各自治体の問題意識を持たなくさせてしまっている様子が伺える。 ○ 政策的な位置づけ乃至目標については広域連合が判断しているのか、自治体独自の位置づけや目標は設定できないらしい。 ○ 住基ネットの管理運用を巡る、各自治体と団体（広域連合）との法的責任関係が不明である。少なくとも端末を管理する自治体職員は明確に意識をしておらず、問題が起こったときに現場が混乱するおそれがある。Dと広域連合の法律関係と対外的な法的責任関係を早急に明確にし、かつ、現場に周知徹底しておく必要がある。
<p>関聡司委員</p>	<p>【自治体Aについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ セキュリティ面については、すべてを担当者ひとりに依存しており、組織としてのセキュリティ管理がなされていない。 ○ 総務課作成のセキュリティポリシー文書については、その内容を住基ネット担当者が知らないと言っていることから、個々のセキュリティ対策に反映されていないとみられる可能性がある。 ○ 住基ネット以外の既存業務を含め、管理組織や規則の整備、教育、監査等を実施し、組織としてのセキュリティ管理体制を構築する必要がある。少なくとも以下の項目を実施する必要がある。①セキュリティポリシー文書（手順書レベルまで含めた）の明確化と庁内周知、②責任者と報告・改善策実施の仕組みを明確化、③庁内職員に対するポリシー内容の教育、④担当者の作業内容をチェックする仕組みを整備、⑤業務委託契約の内容及び遂行状況のチェック

【自治体Bについて】

- 管理組織の中心になるセキュリティ管理委員会が十分に機能しているか疑問である。例えば、長である助役にセキュリティ上の課題も含めて運用状況や監査結果が報告され、それに基づく具体的な改善策が総務担当部長から指示されるというような具体的な仕組みができていないように見受けられる。
- 上位のセキュリティポリシー文書は定められているものの、具体的な手順書レベルでは明文化が不十分であるように思われる。また、担当者がポリシーの内容を十分把握していないように見受けられた。
- 職員に対する教育が十分行われておらず、セキュリティに関するポリシーや運用要領の周知ができていないように感じられた。
- ノートパソコンの庁舎外での使用による亡失リスクや個人所有パソコンの使用に伴うウイルス侵入リスクへの対策が不十分であり、規則の明確化と徹底、技術的対策の両面での対応が必要である。
- 運用業務や障害対応業務の委託先に対するセキュリティ対策の徹底をするため、監査等の実施が必要である。

【自治体Cについて】

- セキュリティポリシー文書について、事業全体、住基ネット及び既存ネットワークでそれぞれ担当課が異なり課題を抱えていると思料されるが、今回の調査では各文書の整合や運用については十分な調査ができなかった。
- 管理組織の中心になるセキュリティ会議が十分に機能しているか疑問である。例えば、長である総務担当部長にセキュリティ上の課題も含めて運用状況や監査結果が報告され、それに基づく具体的な改善策が総務担当部長から指示されるというような具体的な仕組みができていないように見受けられる。
- 上位のセキュリティポリシー文書は定められているものの、具体的な手順書レベルでは明文化がほとんどされていないので、担当者相互の申し継ぎで個々のセキュリティ対策が実施されているに過ぎず、当該措置内容の妥当性のチェックや担当者異動時も含めた運用の担保が仕

	<p>組みとして不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対する教育が十分行われておらず、セキュリティに関するポリシーや運用要領の周知ができていないように見受けられる。 ○ ノートPCの庁舎外での使用による亡失リスクや個人所有PCの使用に伴うウイルス侵入リスクへの対策が不十分であり、規則の明確化と徹底、技術的対策の両面での対応が必要である。 ○ 運用業務や障害対応業務の委託先に対するセキュリティ対策の徹底が不十分である。契約書における関連条項の整備と監査等の実施が必要である。
	<p>【自治体Dについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の団体よりカード発行も多く、積極的に利用されているようであるが、セキュリティ管理や個人情報保護の仕組みについては課題をいくつか持っている。 ○ セキュリティ管理に関する組織や規則について、既存ネットワークと住基ネットワークのそれが十分整理されて認識されていない。関連業務も含めたセキュリティポリシー文書全体の体系を元に、既存ネットワーク・住基ネットワークのそれぞれについて、具体的なヒアリングをしないと正確な状況がつかめない。 ○ 上位のセキュリティポリシー文書は定められているものの、具体的な手順書レベルでは明文化がほとんどされていないので、担当者相互の申し継ぎで個々のセキュリティ措置が実施されているに過ぎず、当該措置内容の妥当性のチェックや担当者異動時も含めた運用の担保が組みとして不十分である。 ○ セキュリティ管理や個人情報保護の全般について、町として責任を負う体制が不明確である。管理組織や規則が十分運用されておらず、システム構築や日々の運用業務にセキュリティ面でのチェックが十分効いていないように見受けられ、また教育、監査などを主体的に行って効果を得るための体制が必ずしも十分構築できていないように思われる。セキュリティ委員会の長（助役）やセキュリティ会議の長（担当課長）に運用状況を定期的にフィードバックし、これらの長の責任に

	<p>において改善策を検討する仕組みが動いていない。</p> <p>○ 広域のデータセンターにサーバを設置して運用しているので、サーバ側については一定のセキュリティレベルが期待できる可能性があると思料する（ただし、現地視察はしていないのでデータセンターの管理状況は不明）。しかし、データセンターとDの契約上の関係が不明確のまま運用されているため、例えば、センターに起因して個人情報漏洩事故が起きた場合の説明責任が広域連合にあるのかDにあるのか不明である。また、それ故、セキュリティ対策の改善・事故の再発防止にどちらが責任を負うのかがはっきりしない。セキュリティポリシー文書は、広域連合とDのそれぞれで作成し、「併用」されている状況であり、両者の内容の整合や運用上の整合がどうとられているのか（とられていないのか）分からない。そのため、責任分解点がはっきりしない。</p>
御手洗大祐委員	<p>【今後の調査課題】</p> <p>○ 監査の実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査に関しては今回調査を行った自治体すべてで不足していることが明確化。 ・ より質の高いセキュリティ対策を自治体で自主的に行っていくためにも、まずその現状を広範に調査し、その原因を明確にした上で対策を協議する必要がある。 <p>○ 現行のセキュリティポリシーの精査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の調査で、セキュリティポリシーの策定は進んでいることが明確になったが、内容面に問題があるとそもそもセキュリティ対策が機能しないこともあるため、今回調査対象となった自治体のセキュリティポリシーを精査する必要がある。 ・ 実際の運用との乖離も見受けられる部分があり、改めて対策が十分に機能する、運用に無理の無いセキュリティポリシーの策定が望まれる。 <p>○ 広域連合による運用実績調査</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回調査で住基ネットに対する小規模自治体の負担の大きいことが明らかになったが、広域連合のような形で運用を統合することで、費用対効果が高まる可能性が考えられる。 ・ しかし、広域連合における運用はまだ責任の所在等が不明瞭であることも今回調査から明らかになっている。 ・ 小規模自治体の運用負担を軽減する可能性を模索するため、広域連合による住基ネットの運用実態の調査を提案したい。 <p>○ 一般住民に対する住基ネット認知度・利用意向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも一般住民が住基ネットに関して意識していないことが、政策の検討において大きな問題になっていると考える。 ・ 現状を把握するために、今後の住基ネットの利用の方向性を検討する基礎情報として、一般住民に対する住基ネットの認知度と、利用意向をアンケート等の手法で調査をしてはどうか？
坂本衛委員	<p>【①住基ネットの意義】</p> <p>住基ネットの意義や目的（何のためにやるのか）、政策的な位置づけ（自治体のさまざまな仕事の中で、どのような重要度や優先順位で考えられているか）、目標（いつまでに何をどうするか）などについては、担当者レベルでも、担当者が知る当該自治体のコンセンサスとしても、確たるものはほとんど何もないことがわかった。自治体レベルでは「住基ネットは、お上にやれといわれたからやる」ものと、もっぱら考えられている。住民の意識も低く、とくに意見や要望はない。議会も予算審議時に現状についての質問が出る程度で、意識は極めて低い。住基ネットは、従来の土木建設部門のそれに代わる情報通信部門の典型的な「箱モノ行政」という印象を強く受けた。その推進者である国・総務省の責任は極めて重大である。</p> <p>【②住基ネットのプラス面】</p> <p>どの自治体でもメリットとして挙げたのは、転出入の事務について、従来の他自治体へのハガキ連絡が電子化され、日数が短縮され管理が楽になったこと。役所にとって、ほかに目立ったプラス面は見当たらないよう</p>

である。住民のメリットとして挙げたのは、身分証を作ることができない年配者が住基カードという身分証を持つことができること。ただし、発行枚数は極めて少ない。広域交付は、利用者が少なく大きなメリットとは考えられていない。住民にとって、ほかに目立ったプラス面は見当たらないようである。

【③住基ネットのマイナス面】

どの自治体でもデメリットとして挙げたのは、ランニングコストが大きいこと。イニシャルコストについては、導入時と担当者が替わっているため、別に問題とは認識されていない。「一瞬にして入力情報が飛んでしまう」という緊張感・ストレスを指摘した担当者がいたことは、興味深かった。

【④自治体の規模と住基ネット】

住民数が1000人以下というような小規模自治体では、
イ) 住基ネットへの入力が必要となる事象が極めて少ない（たとえば年に死亡が10件程度、出生が数件、転入出が数件）、
ロ) 住民がみな顔見知りで本人確認の意味や必要性が薄い、
ハ) 職員が少なく担当者が複数の業務を兼任するため、知識面や作業面で負担が大きい、
ニ) 予算が少ないため、資金面で負担が大きい（たとえば住基カード発行機は、年に1枚しか発行しない自治体にも年に1000枚発行する自治体にも窓口には1台だから、相対的に過剰なコストがかかっている）など、住基ネットの必要性が小さい。したがってムダが極めて大きい。

住民数が1万～10万人以上というような自治体では、それなりのニーズがあり、人的あるいは資金的な余裕もあるため、住基ネットの必要性は小規模自治体よりも大きい。もっとも問題が顕在化していないというだけで、ムダはやはり大きい。

規模も実情も大きく異なる自治体に一律に同じサービスを義務づける

という手法が、自治体に無理難題を押しつける結果となり、現場の困惑を招いていることがわかった。

【⑤セキュリティ】

扱う情報のセキュリティについては、どの自治体も委員会を作る、セキュリティポリシーを掲げるなど、与えられた雛型通りの対応はしている。基幹業務系の庁内ネットワークは外部につながらない、ノートパソコンは持ち出さないなども実践しているようだ。

しかし、セキュリティ委員会は発足時に開いただけ、手順は決めてあるが実際に手順が守られているか検証していない（運用は個人まかせ）、メンテナンスやデータ保管を委託する外部業者とは守秘義務付きの契約を結んでいるが内部監査はしていないなど、形式的な対応が目立つ。セキュリティはガイダンスに従って型どおりにやってはいるものの、それぞれの自治体の明確なセキュリティ意識に基づいて徹底されているわけではない。

県が、雛型の提示にとどまらず、なぜ、どんな手順でセキュリティ対策をおこなうかについて、わかりやすく具体的かつ普遍的なガイダンスを提示することには、大いに意義があるだろう。住基ネット関連に限定せず、たとえばパスワードの作り方（使えるケタ数は最大限使うこと、記号・文字・数字を全種類組み合わせること、覚えやすく6→b、2→zと置き換えたり数字を倍にするといったヒント、誕生日ほか使うべきでない数列の具体的な列挙、なぜ以上のことが必要かについての解説など）について県のホームページにまとめてあれば、たいへん役に立つ。

【⑥広域連合と住基ネット】

広域連合の情報センターにサーバーを置き、参加自治体やその支所には端末だけを置くという例がある（責任の所在は曖昧な印象だが）。これに問題がないのであれば、県内の全自治体が住基ネットについてだけ広域連合を組み、全自治体・支所には端末だけを置いてもよいのだろうか。その

	<p>構築・ランニングコスト10年分と、現在の全自治体のランニングコスト10年分（人件費・電気代・業務委託費など細かく算定する必要がある）を比較して、前者のほうが安上がりならば乗り換えてもよいのか。あるいは「小規模自治体広域連合」を設立する余地はないのだろうか。住基ネットが現在のような「お荷物」であり続けるならば、これらは検討に値すると思われた。</p> <p>【⑦総務省あるいは「お上」への意識】</p> <p>地方交付税を配分してくれる国・総務省には意見や要望はいえないという遠慮、つまり「お上」意識が、どの自治体でも強くあるように見受けられた。住基ネットの効果についての疑問や、ムダについての自覚はあるものの、声を上げることができない現場の市町村の声は、県がさらに吸い上げ代弁していく必要があるだろう。</p>
<p>片桐雅彦委員</p>	<p>【すべての自治体を通して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の調査では、住基ネット（住基カード）によって市町村の窓口で提供している住民サービス（付記転入・転出、広域交付、公的個人認証等）の提供実績は極めて少数であった。 ○ 住基カードの発行枚数が他市町村と比較して大幅に伸びている町があったが、この要因は住基カードの有効活用を図るため印鑑登録証明書などの自動交付サービスを後発で市町村が付加したことによるものである。尚、この付加サービスは住基カードが無ければできないというものではなく、実態としては市町村固有のサービスといえる。実際、住基カードの交付件数が多いにも関わらず、他の市町村と同様に、付記転入・転出届の受付実績は無く、広域交付や公的個人認証発行件数も少なかった。 ○ 住基ネットの目的である「行政サービスの利便性の向上」という点については、稼動後3年半経過した現在においても、住基ネットの必要性が認められるような利便性を確認することができなかった。また、担当

職員の所感も同様のものであった。

- 今回の報告では行政事務の効率化については述べていないが、市町村調査のヒアリングでは市町村の規模などにより効率化に対する評価が異なっていた。但し、いずれの市町村においても事務の効率化が図られた具体的な事務としては、「転入通知（住民基本台帳法第9条1項）をネットワークにより速やかに確認することができる」という点であった。今後、事務の効率化という点についても、詳しく調査する必要がある。
- 尚、住基ネットを担当する職員数は、市町村規模の大小に関わらず2～3名程度（支所、出張所職員は除く）であり、人員体制の面では市町村の規模が小さくなればなるほど、効率が悪くメリットが得づらいといえる。
- 住基ネットについては、平成14年8月1次稼動以後約3年半が経過するが、市町村の現場では住基ネットによる行政サービスの実績（住民のメリット）がほとんど無いような状態を継続しながら、機器の更新期を迎えることとなる。
- このような実態の中、今後住基ネットに対し、多額の経費をかけて機器を更新し、セキュリティの向上を図りながら維持運営していくことについて、住民・市町村・県にとって、どのような対応が必要なのか、考えていく必要がある。